川崎市上下水道局公告第98号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和 7年 10月 28日

川崎市上下水道事業管理者 白 鳥 滋 之

(案件1)

(案件1)				
競争入札に 付する事項	件 名	古市場地区下水枝線第24号工事		
	履行場所	川崎市幸区古市場2丁目地内		
	履行期間	契約の日から340日間		
	(1) 川崎市_	上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。		
	(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。			
	(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。			
	ア 令和	7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。		
	イ 経営	事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。		
	ウ 建設美	業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。		
	※ 上記プ	ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札シ		
	ステムによる申込ができません。			
	(4)令和7。	・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されているこ		
	と。			
	(5)令和7。	・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きょ」ランク「A」で登		
	録されていること。			
	(6)令和7・	8年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が60点以上であること。		
	(7)「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による			
	中小企業者であること。			
	(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。			
	(9) 土木工	事業に係る特定建設業の許可を受けていること。		
参加資格	ただし、	受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円(建築一式工事の場		
		000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建		
	設業の許可でも可とします。			
		 大工事の請負代金が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未		
	•	た場合は特定建設業の許可を要しません。		
		ド者資格者証 (業種「土木」) の交付を受けた技術者を専任で配置できること。		
		支術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなけれ		
		ません (別に定める場合は、この限りではありません。)。		
		受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円(建築一式工事の場		
		000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技		
	•	可とします。		
		の請負代金が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満とな		
	った場合は監理技術者を要しません。			
	また、本工事の請負代金が4,500万円(建築一式工事の場合は9,000万円)未			
	満となった場合は専任を要しません。			
		こ物 日は 中 日 と 安 し よ と れ 。 ま設業 法 第 2 6 条 第 3 項 た だ し 書 及 び 同 項 第 2 号 に よ り 専 任 義 務 を 緩 和 す る 場 合		
	なる、対	:以木iu刃40木刃0匁ににし盲及U'III'R別4々により寺口我伤で板仰りる場合。 -		

の監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼務を可とします。ただし、それぞれの現

	場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。				
	情報通信技術などにより工事現場の状況の確認等ができる場合には、請負代金が1億				
	未満 (建築一式工事については2億円未満) の工事については2現場までの兼務を同				
	ます。				
	詳細は、「入札契約に関する共通事項」を御覧ください。				
契約条項を	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地)				
示す場所等	電話番号 044-200-2099				
入札日時等	令和7年11月25日 午後1時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)				
入札保証金	免				
契約書作成	要				
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札 参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。				
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。				

競争入札に付する事項	件 名	入江崎総合スラッジセンター建設電気その33工事
	履行場所	川崎市川崎区塩浜3-24-12
	履行期間	契約の日から令和9年3月31日まで

- (1)川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。
- (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。
 - ア 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。
 - イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。
 - ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。
 - ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。
- (4) 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。
- (5) 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「A」で登録されていること。
- (6)令和7・8年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。
- (7)「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による 中小企業者であること。
- (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。
- (9) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。

参加資格

ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。

また、本工事の請負代金が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。

- (10) 監理技術者資格者証(業種「電気」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。
 - ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません。)。

ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。

本工事の請負代金が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。

また、本工事の請負代金が4,500万円(建築一式工事の場合は9,000万円)未満となった場合は専任を要しません。

なお、建設業法第26条第3項ただし書及び同項第2号により専任義務を緩和する場合の監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼務を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。

情報通信技術などにより工事現場の状況の確認等ができる場合には、請負代金が1億円 未満(建築一式工事については2億円未満)の工事については2現場までの兼務を可とし

	ます。			
	詳細は、「入札契約に関する共通事項」を御覧ください。			
	ただし、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行う			
	ことが可能である場合は、本工事のみの専任配置を求めません。			
	また、契約後は建設業法に抵触しない範囲で、工事担当局と協議の上、技術者を変更することができます。			
	- , ,			
契約条項を	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地)			
示す場所等	電話番号 044-200-2100			
入札日時等	令和7年11月26日 午後2時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)			
入札保証金	免			
契約書作成	要			
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札 参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。			
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。			